

# 8月1日更新

「国民健康保険高齢受給者証」、「後期高齢者医療制度の保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証」、「福祉医療費受給者証」、「福祉医療制度の高齢受給者証」、「福祉医療費受給者証」

「国民健康保険高齢受給者証」「福祉医療費受給者証」「後期高齢者医療制度の保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証」が8月1日(火)に更新されます。対象となる皆さまには、7月中旬から下旬に新しいものを郵送します。お手元に届かない場合やご不明な点についてはお問い合わせください。なお、現在使用されているものは、有効期限(7月31日)が過ぎましたらご自身で破棄していただきますようお願いいたします。

## 国民健康保険高齢受給者証

郵送時期：7月中旬  
70歳～74歳の国保加入者に郵送します。保険証と一緒に保管してください。

問い合わせ先

保健福祉課国保年金係(32)2554

## 後期高齢者医療制度の保険証 限度額適用・標準負担額減額 認定証

郵送時期：7月下旬  
新しい保険証は橙色です。お手元に届きましたら、住所・氏名・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。  
減額認定証は、引き続き減額認定証の交付対象となる方(住民税が非課税世帯の被保険者全員)に郵送します。

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係(31)2512

## 福祉医療費受給者証

郵送時期：7月下旬  
前年の所得や支給要件を確認し、引き続き該当となる方に郵送します。

### 【福祉医療制度とは?】

医療機関で負担した保険診療分の一部を助成する制度です。申請対象者は下表のとおりです。申請をされていない方は手続きをお願いします。

※県内の障害者自立支援法対象施設に住所を移して入所・入院されている方は、入所・入院する前に居住していた市町村から福祉医療費受給者証の交付を受けることとなります。手続きは入所・入院している施設等を通じて行ってください。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係(32)6522

対象者	所得制限	
	本人	配偶者・扶養義務者等
こども	0歳～15歳(中学校卒業まで)	なし
障害者	身障手帳1・2級	特別障害者手帳準拠
	身障手帳3・4級	所得税非課税
	療育手帳A1～B1 ●精神保健福祉手帳所持者 ●精神障害で障害基礎年金を受給されている方	特別障害者手帳準拠 ※18歳未満の方で、身体障害者1～3級所持者、療育手帳A1～B1所持者、精神保健福祉手帳1級所持者の通院分、精神保健福祉手帳2級所持者の自立支援医療分については、所得制限はありません。
母子・父子家庭	配偶者のない者で現に18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童を扶養している者	児童扶養手当準拠
	同上に扶養されている18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童	
	父母のない18歳未満(高等学校卒業まで)の児童	

※1レセプトあたり500円の自己負担があります。高額療養費等や食事療養費等自費分は対象となりません。

※学校等だけがをされた場合、日本スポーツ振興センター災害給付制度の対象となる場合があります。その場合は、福祉医療の対象となりません。ご注意ください。

# 介護保険を利用している みなさんへ

**1** 介護保険利用負担割合証  
を送付します。

毎年8月1日を基準日として更新され、利用者ひとりひとりに、1割もしくは2割の負担割合が明記された『介護保険負担割合証』を発行します。

## 2 割負担の対象の方

- ① 本人の合計所得金額が160万円以上の方
- ② 同一世帯の65歳以上の人の年金収入十その他の合計所得金額が、単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の方

**2** 特定入所者介護サービス費(施設入所時の居住費・食費の負担軽減)の手続きに  
ついで

施設入所時の居住費と食費は、所得や収入などの条件により、対象になる方は申請により「負担限度額認定証」を発行します。

「負担限度額認定証」は毎年更新の手続きが必要です。6月中旬に対象となる方には申請書類を送付いたします。7月10日までに必要書類と併せて提出してください。

## 対象

世帯全員が非課税で、預貯金等も要件に該当する方

## 対象にならない方

- ① 世帯が別でも、配偶者が住民税を課税されている方。
  - ② 預貯金等(※)が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合。
- (※)「預貯金等」とは預貯金、信託、有価証券、現金(タンス貯金)などが対象です。

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係

(31) 2512

**3** 平成29年8月から高額介護(予防)サービス費の基準  
が変わります。

## 変更点

変更の対象となる方	平成29年7月までの負担の上限(月額)	平成29年8月からの負担の上限(月額)
世帯のどなたかが町民税を課税されている方	37,200円(世帯)	44,400円(世帯) (見直し) * 同じ世帯のすべての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定。

**児童扶養手当・  
特別児童扶養手当を  
受給している皆さまへ**

## 【児童扶養手当】

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親や、父母に代わってその児童と同居し、養育している方に支給されます。

## 【特別児童扶養手当】

精神または身体に障がいのある満20歳未満の児童を養育する父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。  
※いずれも、所得制限などの要件がありますので、担当窓口までご相談ください。

**現在手当を受給されている方は、  
現況届(所得状況届)の提出をお願いします**

現在手当を受給されている方には、7月中にお知らせを送付します。内容をご確認いただき、指定された日程もしくは8～9月上旬の間に必ずご提出ください。  
※この届を出さないと、8月以降の手当が受給できません。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係(32) 6522